

「取次者」金野正法は、反復傳言で別添削議員を強制起訴に追い込んだ東京第5検察審査会の検察審査員は、実際には存在していなかった。志岐氏は「架空議決」を主張した。疑惑の小沢事件の真相を追い続けている志岐武彦氏（東京都在住、70）は、過去2回の本誌連載で、幽霊検察が小沢議員を刑事被告人に仕立てたこと、根拠をばさばさま角度からいろいろも示した。最終回は検察をばさばさ、隠蔽工作を暴く。

# 強制起訴に追い込んだ

# 審査会と最高裁の

# 闇

## 最終回 最高裁と会計検査院の “架空議決” 隠蔽工作を暴く

### 黒く塗り潰された開示書類

小沢一郎議員が民主党政幹事長だった2010年10月、東京第5検察審査会は同議員が自身の政治資金管理団体「陸山会」の政治資金収支報告書に虚偽記載をしたとして起訴議決。検審によるこの起訴議決は2回目であり、これにより小沢議員は強制起訴され刑事被告人となった。

しかしその後の刑事裁判において、同議員が「一審、二審ともに無罪判決を言い渡されたのは周知のとおりだ」。

これに関して市民プロガーの志岐氏は「起訴議決したとする東京第5検察審査会の検察審査員はそもそも存在していなかった。起訴議決は、架空議決にはかならない」と指摘。その根拠について同氏は前号、前々号の連載を通じて以下のような事実を示してみせた。

● 検察審査会事務局が発表し

小沢一郎議員の平均年齢が不可解にも二転二転した

● 検察審査員を恣意的に選ぶことのできる、くじ引きソフトが存在する

● 検審関係者が議決見直しについてマスコミにウソの情報を流した

● 起訴議決前には検察官が不起訴理由について検審に説明に行かなければならないにもかかわらず、出張記録にその記録が存在しない

志岐氏が話す。

「架空議決」としなないと説明できない事実をこれだけ示しても、これら不可思議なことは何か特別の事情があったこと、最高裁が、架空議決。などというトンデモないことを企むはずがないと反発される方に多く出会ってきた。

そこで私はさらなる真相追求のために検審やそれを所管する最高検事務総局に対してさまざまな情報開示請求をしました。開示された書類は重要な箇所がごとごとく黒く塗り潰されており、疑念はさらに増すばかりでした。

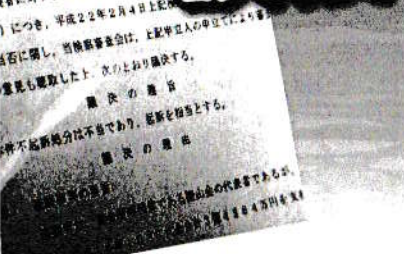
たとえば本来開示してしかるべき審査会議の開催日はもとより、審査会義で使用した会議室名、審査員候補者や議決審査員の生年月に至るまで、何から何まで黒くマスキングされているのですから。

断っておきますが、私は審査員候補者や議決審査員の生年月日、を教えてくれとは言っていないのです。個人情報には当たらない範囲の、生年月日について開示請求したにもかかわらず、最高検事務総局はそれ



### 【短期集中連載】

# 小沢一郎を 検察



「まさかならん」というのです。最高検事務総局は何度も情報開示請求を繰り返す志岐氏をまるで小馬鹿にするかのよう。その都度、ほぼ黒塗りの書類を交付してお茶を濁し続けた。

志岐氏もこれら黒塗りの開示書類を当初は役に立たない、シロモノとタカを括ったというが、後に奇妙な事実気付くことに。

## 2種類の審査員候補者名簿

志岐氏が一枚の開示書類を示して説明する。これは私が11年11月に東京第5検察審査会に情報公開請求し、12年2月に開示された2010年分の（東京第5検察審査会の審査員候補者名簿）後になって改めてチェックする

このように全体が黒くマスキングされたため、資料としては役に立たないと思いつき、当初は注意深く見ることにあきらめました。ところが

と奇妙な点に気付いたのです。そう言つて志岐氏は名簿（※開示書類①を参照）の右上を指差して、こう続ける。

「見てください、09年11月に作成されたはずの名簿であるにもかかわらず、（2012/2/15）という日付が印字されているのです」

不審に思った志岐氏は再度、同じ名簿を開示請求。

（※開示書類②を参照）を見る

と、今度は同じ箇所に（2009年/11/9）と作成時期と合致する日付が印字されており、しかも12年に開示された名簿にはなかった複数の書類をまとめる綴じ穴が写つていたので。

これら2つの異なる名簿の存在が明らかになったことにより、同氏は東京第5検察審査会において検察審査員不在の「架空議決」が行われたことを確信したという。

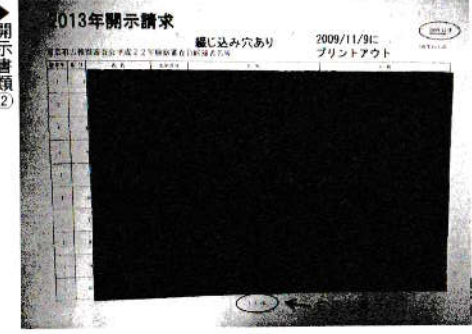
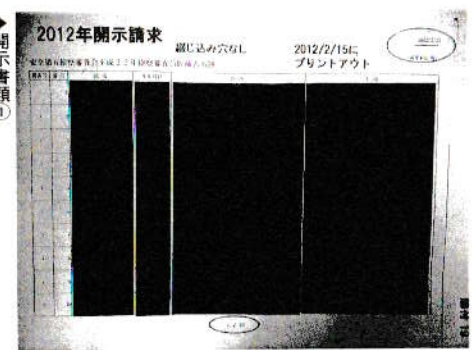
同氏が続ける。

「ちなみに小沢事件の捜査が始まる以前の08年11月に作成された（09年の第4群の名簿）には、12年開示分と13年開示分のいずれも同じ日付（2008/11/11）が印字され、同じ位置に綴じ穴があります。つまり同一の名簿をファイルから外して複写したものと考えられます。

では、その後の（10年の第1群の名簿）の日付が開示時期によって異なるのはなぜなのでしょう？」

この点を同氏が検審事務局に尋ねると、以下のような耳を疑うような答えが返ってきたという。

「12年に開示した（10年第1群の名簿）は、09年11月に作成された（09年の第4群の名簿）を複写したものと考えられます。」



3群の名簿)はパソコンから出力したので、出力日(の2月15日)が印字された」

(検査事務局)

しかし先にも記したとおり、13年に開示された名簿には作成時期に合致する(2009/11/9)の印字と綴じ穴が写っている。

このことは審査員候補者名簿がファイルに綴じられて保管されていることを示している。それを踏まえて志岐氏が見解を示す。

「12年開示の(10年の第1、3群の名簿)はファイルして保管されたものではなく、パソコンから出力したものです。ここから浮上するのは、12年の開示時点までは第5検査の審査員候補者名簿は存在しなかったのではないかと疑惑です。開示された書類は名簿内容記入前の書式をパソコンから出力して、それを黒く塗り潰したものでないか。」

「12年開示の(10年の第1、3群の名簿)はファイルして保管されたものではなく、パソコンから出力したものです。ここから浮上するのは、12年の開示時点までは第5検査の審査員候補者名簿は存在しなかったのではないかと疑惑です。開示された書類は名簿内容記入前の書式をパソコンから出力して、それを黒く塗り潰したものでないか。」

### 核心を外した会計検査院

志岐氏を名誉棄損で提訴し目下係争中の森裕子・前参院議員も当時、検査審査会に対して疑惑の目を向けていた二人だった。

12年7月30日の参院決算委員会と同氏は以下のように発言している。

「検査審査員に対して、どの方に、どの口座に幾ら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検査審査員が書く請求書というものもございまして。ほとんどマスキングがしてあつて分からないんですけども、結局、本当にこの人たちがいたのか、十一人の検査審査員がいたのかどうか、それさえ

えるのは、同じ審査員候補者名簿であるにもかかわらず、現実には2種類存在していた事実です。有り体に言えば、片方が本物であれば、片方は偽物だということですが、無論、

も、うそではないかという国民から大きな疑問が寄せられているわけ(ござい)ます」

(議事録より)

Board of Audit of Japan  
小沢事件を担当した東京第5検査審査会から疑念が持たれている会計検査院の審査員実在確認を意図的に検査対象から外した

年2ヵ月後の13年9月、同院は(裁判所における会計経理等について)と題する検査報告をまとめた。

志岐氏がいう。「会計検査院の検査はまさしく恣意的なものでした。私たちが知りたい核心部分に意図的にメスを入れなかったのですから」

検査報告書の中の(会計検査院による審査員等の実在確認)の項には以下のように記されている。

「すなわち、会計検査院は、当事者である検査審査会及び裁判所を介在させずに調査するため、11検査審査会の会議に(平成23年5月から7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を直接郵送した。この結果、146人から回答があり、この146人全員から、検査審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。また、

「本当に審査会議が開かれていたなら、3月19日に15人全員分の発議をするはず。そのほうが事務的にも余計な手間がかかりません。翻って審査員が実在していたならば、このような支払い方は不公平とそしりを免れません」

### 旅費日当支払いの不可解

審査員に対する日当旅費の支払い手続きの流れは以下のとおりだ。

- ① 検査審査会事務局が請求書を作成する
- ② 審査会議終了時に審査員から請求書に認印をもらう
- ③ 事務局は捺印済みの請求書を当日、あるいは翌日に所轄の地裁に届ける
- ④ 地裁が請求書に基づき歳出支出証拠書類(債主内訳書・支出負担行為即支出決定決議書)を作成する
- ⑤ 歳出支出証拠書類は正副2通作成される(※(副)はコピー)
- ⑥ 歳出支出証拠書類(正)が地裁管理者に回り決議書に承認印が押される
- ⑦ 歳出支出証拠書類(正)に基づき地裁にて振り込み手続きがなされた後、(正)が会計検査院に送られる
- ⑧ (副)が地裁に保管される

これらの流れを踏まえて志岐氏が審査会議日、地裁発議日(支払いを確定した日)と支払い予定日の関係を検証したところ、小沢事件を担当した東京第5検査審査会の審査員日当旅費支払いには、以下のような不可解な点が浮かび上がってきたという。

- 2月23日の審査日分を25日後の3月19日に発議している
- 3月9日の審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用の出席者・4万9500円を請求)だけを2月23日分と同じ日の3月19日に発議している
- 3月9日の審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している
- 8月10日、24日、31日の審査日分を一括して9月6日に発議している

志岐氏が見解を示す。

11検査審査会全てについて、所属した検査審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている。」

志岐氏が憤っている。「小沢事件を担当した東京第5検査審査会の審査期間は平成22年2月から10月でした。会計検査院は肝心のこの期間を検査対象とせず、審査員の実在確認をしなかったのです」

会計検査院は検査の過程で東京第5検査に審査員が実在しなかったことに気付かず、意図的に確認作業から外したのではないのでしょうか。だとすれば会計検査院までもが最高裁事務総局を庇っているということですね」

一方、志岐氏は情報開示請求により独自に審査員日当旅費の支払い状況を調査。そこでも不可解な事実がいくつも浮かび上がったという。

「本当に審査会議が開かれていたなら、3月19日に15人全員分の発議をするはず。そのほうが事務的にも余計な手間がかかりません。翻って審査員が実在していたならば、このような支払い方は不公平とそしりを免れません」

と、ここで小沢事件は04年の政治資金収支報告書における虚偽記載が問題視されたが、実のところ小沢議員は07年の収支報告書に同じく同様に東京第1検査への申し立てをなされている。

志岐氏がその審査員日当旅費支払いについても調べたところ、こちらについては東京第5検査のような支払い遅延やまとめ払いはいっさいなかったという。

同氏が推測する。「小沢事件を担当した東京第5検査にはやはり審査員が実在しなかったということです。実際には審査会議が開かれていないにもかかわらず、開いたことにして後付けで請求書作りを

したことから、地裁の発議が大幅に遅れたものとみられます」

時の権力者・小沢 郎を二転三転の権力の底に突き落とした東京第5検査審査会に審査員が実在していなかったとすれば、小沢に濡れ衣を着せて葬り去ろうとした首謀者は、検査を所管する最高裁事務総局ということになる。

小沢事件の真相を追い続ける志岐氏の調査活動は同時に、最高裁の深い闇との格闘でもあるわけだが、その過程で同氏は森裕子・前参院議員から名誉棄損で提訴されました。

その裁判の根っこには、志岐氏が主張し続けている検査による。架空議決説」とそれに否定的な森前議員との意見の対立があるわけだが、二人の争いに裁判所がいかなる審判を下すのが極めて注目される。

疑惑の小沢事件」のひとつの区切りともいうべき判決は7月18日、東京地裁で言い渡される。

佐藤商会グループ 本部：新潟市若菜1-18-1 八重洲ビル3F TEL (025)241-7843

ご利用案内  
入浴料 1,500円 (風呂タオル付者)  
浴槽自給料 300円 (ワナナギ・バスタオル・フェイスタオル2枚)  
※ホテル・モールイン2階前の方は無料でご利用いただけます

代浴アップ  
用ニリ・寝高  
冷え性・むくみ

24時間営業・年中無休  
ホテルターミナルインTEL 025-242-0600

ゆらく 駅南

佐藤商会 環境事業部 TEL 025-290-0017